

第1表の1

学校名 大島町立第三中学校

校長氏名 松島 睦 磨

令和6年度 教育課程について

このことについて、大島町立学校管理運営に関する規則に基づき下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権教育の精神を基調として、知・徳・体の調和のとれた、大島や未来の社会を支える「立派な社会人」の育成を目指し、次の教育目標を掲げ、学校教育を推進する。

- | | | |
|------------|-----------------------|----------------|
| ○ 「高めあう知性」 | 自主的に学習し、互いに知性を高めあう生徒 | 「問題解決能力」 |
| ○ 「豊かな心情」 | 思いやりをもち、豊かな感性と心情をもつ生徒 | 「人間関係形成力」 |
| ○ 「健康な身体」 | 心身ともに健康な生徒 | 「健康・安全・食に関する力」 |

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

学校評価の意見を取り入れて、人権尊重を基盤とした教育活動全体を通じて、知・徳・体の調和を目指し、以下のとおり基本方針を定める。

ア 「高めあう知性」を育成するための基本方針

- ① 学力（学び合う力）の育成を図るために、生徒の「基礎的、基本的な知識の定着」及び「思考力、判断力、表現力の向上」を目指す。
- ② 数学科において習熟度別少数指導を展開し、生徒の課題に対して粘り強く指導する。また、各教科においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して授業改善を継続する。
- ③ 特別支援教育の推進を図り、生徒の個性、実態に合わせたきめ細やかな対応と特別支援教室、通級指導学級と在籍学級との連携を図る。

イ 「豊かな心情」を育成するための基本方針

- ① 特別の教科 道徳を充実させ、生徒と教師の信頼関係を構築し、人権感覚を養うことで、豊かな心と正しく思いやりのある心や自他の生命を尊重する生徒を育成する。
- ② キャリア教育の視点に立ち、家庭・地域・関係諸機関との連携を進めながら、自己の生き方・他者との関わり方等について考えさせ、社会に貢献する生徒を育成する。
- ③ 体罰を根絶し、教育相談的手法で内面に迫る指導を行う。生活指導部会や校内いじめ対策委員会を定例化し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・対応及び継続的な指導を行う。

ウ 「健康な身体」を育成するための基本方針

- ① 心身の健康の保持増進を図るために必要な知識及び態度の習得に関する教育として、さまざまな観点から命の大切さを考える健康教育を推進する。
- ② オリンピック・パラリンピック教育の中で培った障がい者理解を発展させ、共生社会の実現に向け、家庭や地域等と連携を図りながらスポーツ等を通じた交流を継続して取り組む。「学校 2020 レガシー」を各教科や行事等と関連付け、学校全体で計画的な指導を展開させる。
- ③ 教育活動全体を通じて、食に関する指導に取り組み、健康と食に関する理解を深める。

第2表の1

学校名 大島町立第三中学校

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することを目指して、個々の学習意欲を高めるとともに、知識・技能の習得と活用、思考力・判断力・表現力等を育成する。
- ② 全国学力学習状況調査の結果や大島町が実施している学力状況調査等の結果を検証し、学力の到達度や学習習慣の定着度の経年変化を評価・分析し、授業改善プランを作成・活用し、系統的な授業を年間指導計画に基づいて行うことで、基礎・基本の定着を図る。
- ③ 国語科を中心に朝読書の推進や漢字能力の向上に取り組み、言語環境の整備と言語活動の充実を図る。
- ④ 外国語科の指導の際には、東京都独自の英語教材「Welcome to tokyo」の活用を通じて、授業の展開を図る。また、つつじ小学校と連携し、教育効果の向上を図る。
- ⑤ 社会科（公民的分野）、技術・家庭科（家庭分野）を中心に生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進し、消費者が自身の社会的役割を自覚し、行動することの重要性についての認識を高める。
- ⑥ 保健体育科を中心に、心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、困難やストレスへの対処方法を身に付けさせ、相談しやすい環境の中で、生徒の不安や悩みに寄り添う教育を行い、SOSの出し方に関する教育を確実に推進する。
- ⑦ 理科教育を中心に、次世代を担う生徒がジオパークを通じて、地域社会とのつながりを積極的にもち、体験学習や発表活動を行うことによって、地域の価値と魅力を理解し郷土に対する誇りと愛着を身に付ける。
- ⑧ 数学科の授業において、習熟度別少人数指導を展開することにより、生徒の特性や実態に応じたきめ細かい指導の充実を図る。
- ⑨ 自立した家庭学習の習慣の確立を目指し、家庭やつつじ小学校との連携、定期考査1週間前や長期休業中の補習教室等を学年の実態に合わせて実施し、定着に向けて学校全体で取り組むことを推進する。
- ⑩ 情報教育を推進し、生徒がICT機器に慣れ親しみ、その基本的な操作情報やモラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための指導の充実を図る。

イ 特別の教科 道徳

- ① 道徳教育推進教師を中心に、全体計画や年間計画に基づいた指導計画に沿って、教科書や「私たちの道徳」及び「東京都道徳教育教材集」（中学校「心みつめて」改訂版）を活用しながら、「特別の教科 道徳」を実践していく。
- ② 心の教育の柱として思いやりと感謝や礼儀を重点とし、全教職員の共通理解のもとで推進していく。
- ③ 道徳授業地区公開講座を通して、家庭・地域や関係諸機関と連携しながら、生徒の道徳性を育成する。

ウ 総合的な学習の時間

- ① 全体指導計画に基づいて、教科間の関連、生徒の興味・関心を重視し、先人の残した文化財や島の芸能等についての理解を深めるとともに、自ら課題を設定し問題解決に取り組む学習を推進する。

第2表の2

学校名 大島町立第三中学校

- ② 横断的・総合的な課題（伝統文化、福祉、キャリア教育等の探究学習）を通して、学習やものの考え方を身に付けさせ、問題の解決や探究活動に主体的に取り組む態度を育成する。
- ③ 学校行事を含めたすべての活動と各教科・特別の教科 道徳との関連を明示することにより、総合的な学習の時間に培った力を他の学習活動に生かそうとする態度と意欲の向上を図る。

エ 特別活動

- ① 特別活動全体計画を通して、生徒一人一人の個性を重視し、望ましい人間関係を基礎とした学級集団づくりを目指すとともに、生徒の自主的・実践的態度を育成する。
- ② 全体計画に基づいて、地域清掃や校内美化活動等を通して、奉仕の意義や環境問題について考える機会を与え、社会に貢献しようとする態度を養う。

(2) 特色ある教育活動

- ① 全学年において朝学習を実施するとともに、家庭学習の習慣を確立するための個に応じた指導を行い、基礎学力の定着及び自ら学ぶ態度を育成する。
- ② 朝読書を毎日実施（朝礼及び特別時程の期間等を除く）し、読書への興味・関心を高めるとともに、漢字検定や英語検定を励行し、読解力の向上を図る。
- ③ 生徒全員が部活動に所属することを原則とし、学校全体で取り組む。また、スポーツや音楽に親しみ、継続する力や協力し合う態度を育成する。
- ④ 町の水泳大会・体育レクリエーション大会・駅伝競走大会等の行事に向けて全員で練習に励むように全校体制で指導を行い、生徒の運動能力の向上とともに、体力・精神力の向上を図る。
- ⑤ 運動会や敬老会で民舞を行うことによって、伝統芸能の理解と地域への貢献を実現させる。
- ⑥ 文化祭の演劇や合唱の発表活動等を通して、表現力や集団としての向上心を高める指導を行う。
- ⑦ 小中連携担当者が中心となり、本校の生徒と隣接するつつじ小学校の児童の実態や課題について情報を共有し、学習指導、生活指導、特別指導、教職員の交流の4つを柱とする連携をより一層深める。また、都立大島高等学校、都立大島海洋国際高等学校との連携を図る。

(3) 生活指導・進路指導等

ア 生活指導

- ① 生活指導主任を核とした校内の指導体制をより充実させ、生徒一人一人に対する理解を深め、生徒が意欲的に学校生活を送ることができるように指導するとともに、挨拶や正しい言葉遣いや礼儀の徹底、ノーチャイム制による時間厳守の意識の向上、及び望ましい生活リズムの確立、身だしなみ指導の徹底等、基本的な生活習慣の確立を図る。
- ② ふれあい月間に実施するアンケート等の活用、また教職員の情報共有によって生徒理解を深め、毎週行われる運営委員会、いじめ対策委員会や生活指導部会の情報を正確に伝えることで、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期解決に努める。また、保護者、地域社会に校報等の各種便りを定期的に配布することで学校の情報を積極的に発信するとともに、民生委員との懇談会や保護者会等を通して地域・保護者との連携を密にする。
- ③ 学校防災計画を基に、避難訓練の工夫や情報モラルに関するセーフティ教室の実施等を通して、年間指導計画に基づいた安全指導の充実を図る。さらに、火山、風水害、地震、津波、土砂災害の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

第2表の3

学校名 大島町立第三中学校

- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室等の関係諸機関と連携することでチーム支援体制の構築を目指し、生徒の健全育成に努める。また、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付ける。

イ 進路指導等

- ① 進路相談の時間を充実させ、生徒の個性や能力の伸長、生涯学習等の観点を踏まえ、生徒が自ら進んで自分の進路を選択できる能力の育成を図る。
- ② 地域・保護者と連携した体験的な学習（職場訪問・職場体験等）を充実させるとともに、適性検査等を利用して自己理解を深め、自らの進路を決定し、その実現に向けて努力できる生徒の育成を図る。
- ③ キャリアパスポートを活用し、3年間を見通した系統的な進路学習を推進する。第1学年では職業調べ並びに職場訪問、第2学年では職場体験などの体験的な学習を通して、望ましい勤労観・職業観を培う。また、第3学年では卒業後の進路選択に向けて、基礎的・汎用的能力を養う。

第3表の1

学校名 大島町立第三中学校

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	22	20	14	0	19	21	20	18	17	18	16	201
2	16	22	20	14	0	19	21	20	18	17	18	16	201
3	16	23	20	14	0	19	21	20	18	17	18	13	199
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・年間授業日数の合計は、201日である ・第3学年は、5月18日（土）を修学旅行のため授業日とする。卒業式が3月19日（水）のため、年間授業日数が2日少ない。 ・開校記念日は4月21日（日）である。 ・5月25日（土）は小中合同避難訓練を行う。この1日間については振替休業日を設けない。 ・9月28日（土）に運動会を行う。9月30日（月）に振替休業日を設ける。 ・都民の日10月1日（火）は、休業日とする。 ・11月23日（土）に文化祭を行う。11月25日（月）に振替休業日を設ける。 ・1月18日（土）に百人一首大会・校内マラソン大会（学校公開）を行う。1月20日（月）に振替休業日を設ける。 												

第3表の2

学校名 大島町立第三中学校

(2) 各教科等の年間授業配当数

領 域		学 年		
		1	2	3
各 教 科	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外国語（英語）	140	140	140
	小 計	895	875	875
特別の教科 道徳		35	35	35
総合的な学習の時間		50	70	70
特別活動(学級活動)		35	35	35
総 計		1015	1015	1015
週当たりの授業時数		29	29	29
備 考	ア 1単位時間 ・1単位時間を50分とする。			
	イ 総合的な学習の時間			
	① 学習内容 第1学年： 職業調べ・伝統芸能の学習と習得、創造的な表現活動の学習・職場訪問 第2学年： 日本の伝統建築や伝統芸術・福祉訪問・伝統芸能の学習と習得、創造的な表現活動の学習・職場体験 第3学年： 日本の伝統文化・伝統芸能の学習と習得、創造的な表現活動の学習・進路に関する学習			
	② 週時程への位置づけとして原則的に1校時または5・6校時に設定する。 ③ 授業時数の確保として第1学年50時間、第2学年70時間、第3学年70時間を優先的に時間を設定する。 ④ 校外における学習の事前学習と当日は授業の日時・時程を工夫する。			

備	<p>ウ 特別活動</p> <p>① 生徒会本部役員を除く各専門委員会は前期・後期の2期に分け、より多くの生徒が役員・委員の経験をすることができるように配慮する。</p> <p>② 文化祭、3年生を送る会における実行委員会、生徒会によるレクリエーション・ボランティア活動等を充実させ、生徒が主体的に企画・運営できるようにする。</p>
考	<p>エ その他</p> <p>① 週あたりの授業時数を29時間とする。</p> <p>② 授業時数の確保については、4週毎に時間割を作成することにより、各教科の授業時数の管理を適切に行う。また、9月、11月の特定期間に0.8単位時間の総合的な学習の時間を行う。なお、内容については伝統芸能の学習及び創造的な表現活動の学習とする。</p>